

更なる利用者負担の軽減について

障害児施設（医療型）

重症心身障害児施設入所者の例（18歳未満）

（平均事業費（福祉）26.2万円、（医療）41.4万円）

所得区分	現行（19年3月まで）				見直し後（19年4月以降）			
	合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費（標準負 担額）	合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費（標準負 担額）
一般世帯 （所得割10万円以上）	45,000円	26,200円	18,800円	0円	45,000円	26,200円	18,800円	0円
一般世帯 （所得割2万円～10万円未満）					<u>19,600円</u>	<u>18,600円</u> （2分の1）	<u>1,000円</u>	0円
一般世帯 （所得割2万円未満）	27,200円	26,200円	1,000円	0円	<u>19,600円</u>	<u>18,600円</u> （2分の1）	1,000円	0円
低所得Ⅱ	25,600円 【13,300円】	24,600円 【12,300円】	1,000円	0円	<u>13,300円</u>	<u>12,300円</u> （2分の1）	1,000円	0円
低所得Ⅰ	16,000円 【8,500円】	15,000円 【7,500円】	1,000円	0円	<u>8,500円</u>	<u>7,500円</u> （2分の1）	1,000円	0円

- ※ 1 「所得割」とは、市町村民税の所得割をいう。
- ※ 2 【 】は、社会福祉法人軽減適用後の額。
- ※ 3 傍線部分が変更額。